

指定管理者候補者 選定理由書

1 施設名

函館市水産物地方卸売市場

2 指定期間

令和8年(2026年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

3 指定管理者候補者名

函館魚市場株式会社

4 選定理由

函館市水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）は、一般的な公の施設とは異なり、水産物等の取引の適正化ならびにその生産・流通の円滑化を図り、市民等に安定的に供給することで間接的に市民福祉の増進を図るための施設であり、一般市民の利用に供する施設ではないこと、また、卸売業者や仲卸業者など、市場内において流通に携わる業者間の様々な取引習慣やルールを熟知している団体でなければ、施設の円滑な管理業務が非常に難しいという特殊性・専門性を有することを踏まえ、当該施設内に事務所を構え活動の拠点としてるとともに、卸売業者として市場機能を発揮するうえで中心的な役割を担い、市場関係者の多くと深い関わりを持っているなど、指定管理者として業務を行うために不可欠な、業者間の利害関係を調整できる能力と、安定した市場流通に関するノウハウや知識・経験を有している市内の唯一の団体であるため。

函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第6条第1項第1号

「施設の設置目的、性格、規模等から特に必要があると認められるとき」

- ・ 施設の管理運営やサービスの提供に関し、専門性や特殊性を有するため、管理を行う者が限定される施設
- ・ 市の政策推進上の観点、または経済的合理性、その他特段の事由により、特定の者を指定する必要がある施設

（「函館市公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱」の4の（4）①）